

平成30年10月22日
(2018年)

業者各位

技術管理課

和歌山市優良建設工事表彰要綱の一部改正について

本市が発注する建設工事において、他の模範と認められる受注者に対し、優良建設工事業者表彰を行っているところですが、本市の建設業の更なる発展に資するため、和歌山市優良建設工事表彰要綱の選考対象の要件を次のとおり改正します。

本市登録業者各位におかれましては、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 改正の概要

優良建設工事業者表彰の対象となる受注者の要件について、市内に主たる営業所を有する受注者に限ることとします。

2 適用日

平成31年4月1日

3 平成31年度における優良建設工事業者表彰の選考対象となる要件

		改正前(平成31年3月31日まで)			改正後(平成31年4月1日以降)	
		対象企業	市内	県外・県内・準市内		市内に限る
工事実績	表彰年度	H31			→	
	対象年度	H30	必要	必要		必要
	前年	H29	不要	必要		不要
条件	対象年度	H30	評定点80点以上 (請負代金250万円以上の工事) 評定点65点未満の実績が無いこと	評定点80点以上 (請負代金250万円以上の工事) 評定点70点未満の実績が無いこと	→	評定点80点以上 (請負代金250万円以上の工事) 評定点65点未満の実績が無いこと
	前年	H29	工事実績があった場合、 評定点65点未満の実績が無いこと	工事実績があり、 評定点70点未満の実績が無いこと		工事実績があった場合、 評定点65点未満の実績が無いこと

注)その他、選考対象年度の前年度の初日から建設工事を選考する日までの間において、第11条各号(指名停止等)に該当しないこと。